

熊本県いじめ防止基本方針の改定について

熊本県教育委員会

平成25年12月に策定しました「熊本県いじめ防止基本方針」については、平成27年1月の熊本県いじめ調査委員会の提言等を踏まえた改定を行うため、本年度、県教育委員会の附属機関である「熊本県いじめ防止対策審議会」に諮問し、12月25日付けで同審議会より答申を頂きました。

熊本県は、同答申を踏まえ、平成28年2月9日付けで県基本方針を改定し、学校及び市町村教育委員会等に通知しました。

なお、今回の改定は、次の5つの提言等を反映させたもので、その概要は以下のとおりです。

● 主な変更点

(1) 熊本県いじめ調査委員会の再調査結果報告における提言（H27, 1月）等を反映

○ 学校に設置する調査組織の更なる公平性・中立性の確保

【重大事態への対処における調査を行うための組織に関する部分の変更】

(改定前)	(加筆)
・調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する	・調査組織の過半数を外部の専門家等とすること ・委員長は外部の専門家等が務めること (P. 16)

○ 重大事態対応マニュアルの整備・校内体制の整備及び研修の充実

【県が実施する施策のいじめへの対処並びに学校におけるいじめの防止等に関する取組に関する部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
なし	・県及び県教委は「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」を整備 (P. 10 等) ・校内マニュアル、校内体制の整備並びに危機管理に係る研修の充実 (P. 13)

(2) 熊本県いじめ防止対策審議会答申「ネット世代の子どもたちに対応したいじめの防止等の取組の在り方について」（H27, 3月）を反映

○ 法教育の充実と関係機関との連携

【学校におけるいじめの防止等に関する取組の部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
なし	・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実。県警察、地方方法務局、弁護士会等との連携 (P. 10)

○ 情報安全・情報モラル教育の充実

【県が実施する施策のいじめの防止等のための取組の部分の変更】

(改定前)	(加筆)
・フィルタリングの普及促進、情報モラル教育の充実、ネットパトロールの取組	・県内各地へ講師派遣の支援 ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知と活用 等 (P. 10)

(3) 「心のきずなを深めるシンポジウム」において児童生徒が協議した意見（H27, 6月）を反映

○ 児童生徒の自主的な取組の充実

【学校におけるいじめの防止等に関する取組の部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
・なし	・生徒主体の委員会の設置など児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努める (P. 14)

(4) 新たに文部科学省から通知（H27, 8, 17 付け 27 初児生第 26 号）された内容（いじめの認知関係）を反映

○ いじめの積極的な認知と検証

【いじめの防止等に関する基本的な考え方の家庭や地域との連携並びに県が実施する施策のいじめの防止等のための取組の部分の変更】

(改定前)	(加筆)
・なし ・いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する	・アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証 (P. 6) ・県教委は「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価 (P. 11)

(5) 県教育委員会の新たな取組（H27, 8月・ストレス対処教育）を反映

○ ストレス対処教育の推進

【県が実施する施策のいじめの防止等のための取組の部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
・なし	・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を推進 ・指導プログラムの提供やスクールカウンセラー活用により学校の取組を支援 (P. 11)

(6) (1)～(5)の提言等を踏まえた平成27年度熊本県いじめ防止対策審議会における意見を反映

○ 「いじめに負けない」ことについて丁寧な説明の追加

【いじめの防止等に関する基本的な考え方の部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
・なし	・いじめ心やいじめへの不安感等を克服する力の育成 ・いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さ (P. 5)

○ 教職員のコミュニケーション能力の向上

【学校におけるいじめの防止等に関する取組の部分の変更】

(改定前)	(新規追加)
・なし	・教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める必要性 (P. 13)